

令和3年2月5日

保護者の皆様

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苅弘美

緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について（依頼）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。本県においては、年末から新型コロナウイルス感染症新規感染者数や感染経路不明者の割合等が増加し、令和3年1月20日から沖縄県緊急事態宣言が発出されておりますが、感染拡大に伴う医療体制のひっ迫を受け、2月4日、2月末までの期間延長が発表されました。その中で、児童生徒の新型コロナウイルス感染者数、濃厚接触者に特定された者及び発熱等の風邪症状があり検査を受けている者等も増加傾向にあります。

このような状況であっても、地域の社会経済活動が継続している場合、学校は感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育活動を継続する必要がありますことから、本日、各（園）校長へ、文書「緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について」を発出し、各（園）校における感染の拡大防止について、再度徹底を期すよう周知いたしました。

つきましては、ご家庭において、発熱や風邪症状を有する児童生徒等については、下記のとおり、医療機関を受診するよう御理解、ご協力をお願いします。

- 発熱、風邪症状等が見られる場合もしくはそれらが理由で早退をする際には、**かかりつけ医や医療機関を受診**していただくこと。
- 受診の際には、**「再登校の基準」について必ず医師に確認を取り、その指示に従って**いただくこと。
 - ①「症状があり新型コロナウイルスの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるように医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認すること。
 - ②医師の指示により、症状消失後、一定期間自宅にとどまった後、登校した場合も、学校を休んだ初日から終日まで「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」となります。
- **受診しなかった児童生徒については、「解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している」**こと。
上記期間についても「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」となります。
- 陰性証明、治癒証明及び登校許可証については**全て不要**ですが、必ず保護者から口頭にて、学校に報告をお願いします。

今後も、各（園）校の幼児児童生徒や教職員の健康状態に応じて教育活動を行って参ります。引き続き、教育委員会や各（園）校の取組に対しまして、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。